令和3年度第11回 日南町農業委員会総会会議録

17# F D C	ATR 4 TR 0 Tr 0 Tr			
招集年月日	令和4年2月10日	1 (不)		
招集場所	日南町総合文化セン	ター 多目的ホー	ール	
開会時間	13時30分	閉	会時間	14時20分
出席委員	番号」	毛 名	番号	氏 名
	1 番 岩	田正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番 淺	田昭弥	7 番	稲田洋子
	3 番 加	藤幸児	8 番	吉 川 保
	4 番 絹	谷 澄 雄	9 番	奥 迫 靜 子
	5 番 内	田 章 久	10番	梅林操
出席推進委員	日野上梅	林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山上青	戸勝美	石 見	田邊智寛
	山上坪	倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁 足	立 進 也	福業	福田英夫
	大 宮 藤	原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	5 番 内	田章久	6 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長 松	本 道 博	主幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目					
1. 開 会					
2. 挨 拶					
3. 議事録署名委員選任					
4. 報告事項					
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について				
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について				
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について				
報告第4号	令和3年実績 賃借料状況一覧について				
5. 議 事					
議案第1号	農地法第3条第2項第5による別段の面積の設定について				
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について				
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について				
6. 協議事項					
協議第1号					
7. そ の 他					

8.	閉	会

開 会	松大車	皆さんこんにちは、定刻になりましたので、令和3年度第11回 日南
囲 云	松本事	
	務局長	町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、梅林会長より ➡###**********************************
1A 1m		ご挨拶を頂戴いたします。 ストラはなくも同じの表現の場合による。
挨 拶 	議長	それでは第11回 日南町農業委員会総会の開会にあたりまして、一言
		ご挨拶を申し上げます。
		昨年は、新型コロナ禍の影響で外食産業の需要減少により米価の下落が
		著しく、更なる主食用米以外への転作が求められているところですが、先
		月 18 日、日南町農業再生協議会の幹事会へ参加してきました。
		まず、昨年の品種別作付面積内訳ですが、コシヒカリ 561ha、ひとめぼれ
		64ha、星空舞 5ha、その他うるち 23ha、もち米 82ha でした。推定売上金額
		は、自家用米も含めて 6 億 7,600 万円と推定されます。しかし、一昨年令
		和 2 年の米の販売推定価格は 8 億 1,900 万円で令和 3 年は 18%減で 1 億
		4,300 万円の減額となっています。
		その他主要農産物の販売金額は、12 月時点の金額ですが、トマト 1 億
		8, 200 万円、白ネギ 3, 400 万円、ピーマン 3, 000 万円、ソバ 56 万円、以上
		が需要品目の販売金額でした。
		次に、令和 4 年度の米の生産目標数量ですが、全国では面積で 3 万 ha 減
		の 131 万 ha でございますが、鳥取県は 320ha 減の 12, 303ha です。日南町
		は面積で 13.8ha 減の 715ha となります。生産目標は 3,553.7t となります。
		次に産地交付金ですが、昨年同等の産地交付金が交付される予定ですが、
		大きく変更されると思われる点があります。それは現在日南町に於いて
		 100ha 栽培されているソバが今の計画では、継続栽培は出来なくなる恐れ
		│ │があります。国の計画では今後 5 年間、令和 4 年から令和 8 年の間に一度
		│ │も水張が行われない農地は交付金対象外となる方針とするというもので
		す。この計画が方針通り進められるとしたら日南町でソバの転作が対象外
		となり農地を守る手立てが無くなり、荒廃農地が増えることとなります。
		日南町農業再生協議会としては、県の再生協を通じ国へ抗議することとし
		ています。
		│
		します。よろしくお願いいたします。
議事録署名	議長	
委員選任		5番内田委員、6番天崎委員を指名した。
報告第1号	議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報
T TWHAT	una 12	告について事務局お願いします。
	主幹	報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。本日は1件
	* *	報告第一号 展来経路収替計画の認定の報告についてです。本日は「件 の報告をさせていただきます。
		の報告をさせていたださます。 本日の対象となられる方が、株式会社□□□です。会社が米子市にあるこ
		とから、鳥取県が農業改善計画の認定するにあたり、各市町村へ意見照会がな

されたものです。町では 1 月 27 日開催の審査会を経て、認定する旨の回答を したいと考えているものになります。農業委員会の意見は申請者へ伝え県のほ うにも回答したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。本日の関 係資料につきましては机の上に配布しております。総会終了後には事務局で回 収いたしますので机の上に置いたままにしておいてください。

株式会社口口口の営農類型は「養鶏」。現在年間約900万羽を飼育・処理しているものを、1,000万羽程度まで増やすことで、年間所得約令令令億令令令千万円あまりとしておられます。

1 羽のブロイラーを出荷するのに 45 日から 50 日程度かかる。これを年間 6 回程度ローテーションしているそうです。900 万羽のうち約 6 割程度を、大山町、米子市、伯耆町、日南町にある直営農場から。自社で足りない分は購入しているそうです。

経営試算にあたって、2024年までに大山町に1団地6棟の鶏舎を新設し、伯 耆町内に5棟の増設、米子市内に10棟増設を計画していることから、それ以 降のブロイラー生産数は同じとしている。

飼料代が去年より 1.5 倍程度値上がりしている事や、燃料用のA重油、灯油の値上がりが厳しいとのこと。しかし、コロナ禍により外食産業も厳しいことから、スーパー等への販売も増やす工夫をしておられますが、商品の値上げは難しく鶏の数を増やすことで売り上げを確保したいとのことです。

処理工場や農場の機械類は、3年に1回程度のペースでオーバーホールしているが、年間の稼働率が高いので毎年修繕費が高くなっているという状況だそうです。

鶏肉は生鮮品なので冷凍保存も必要になるが、工場敷地に十分な面積がなく、外部業者の保管庫を利用しているので保管料が発生しているとのことです。

鶏肉の約6割を関東方面に、3割程度を関西方面に出荷しているため運送費 も高くなっているが、大手業者への出荷がほとんどなので、売掛金回収の心配 が少ないのがメリットだそうです。

社員を募集してもなかなか難しいことから、社員教育に力を入れておりノウ ハウの蓄積を目指しておられます。

これまでの努力から約 10 年かかって施設の機械化やデータ管理、人材づくりが進んできたことから、この度の施設増設を進めたいという考えだそうです。

日南町△△△と△△△にある養鶏場では、親鳥を育てて卵を産ませているとのことです。こういった施設は株式会社□□□場合、日南町にしかなく、会社全体の4割を賄っているそうです。

以上のことから、担当者として再認定としたいと考えるものです。ご意見等頂いたことは申請者にも伝えていきます。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので 次に移ります。

報告第2号				
主 幹 報告第2号 利用権設定に係る軽数な変更についてです。本日は2件の報告をさせていただきます。 報告番号1、利用権設定をする者が△△県△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作をされている農地になります。所在地が△△地内6季、面積合計が4254㎡です。賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇門だったものを全体で◇◇◇門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、これまで水路の管理料を持めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更とされるということです。 報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2季、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇○門にしたいということで、これまで全体で◇◇○門にしたいということで、これまで全体で◇◇○門にしたいということでは、和告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1番と、原野が1筆の合計2章です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△本町の○○○○人、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大両の被害により耕作できなくなったため、改修工事が集の計2章です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△本町の○○○○○人、賃借人が△△の有限会社□□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大両の被害により耕作できなくなったため、改修工事が集かもということです。できなくなったため、改修工事が集かもということです。できなくなったため、改修工事が集かもということです。できなくなったため、改修工事が集かもということです。できなくなったため、改修工事が集かもということです。できなくなったたのになります。以上です。できなくなったたのになります。以上です。できなくなったのになります。以上ですが、まります。といようによります。といますがまります。といますが、まりますといますが、まりますが、まりますは、まりますがよります。といますがよります。といますがよりますが、まりますが、まりますがまりますが、まりますがよりますがよりますがよりますがよりまりますがよりますがよりますがよりま	報告第2号	議	長	
報告番号1、利用権設定をする者が△△県△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作をされている農地になります。所在地が△△地内6 筆、面積合計が 4254 市です。賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇一門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、これまで水路の管理料を制めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということで、か作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということでは、これまで全体で◇◇◇一門でしたが、島取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2 筆、面積合計が 3043 ㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇〇一にしたいということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇〇一にしたいということで、これまで全体で◇◇〇一門だったものを全体で◇◇〇門にしたいということでは一般を書きる場合で、おります。数号第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。よりくお願いします。以上です。面積合計が1824 市、賃貸人が△△郡△本町の○○○台へ、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が集の事業で進むということです。本の間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 瀬と第3号について「賃間、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。				
報告番号1、利用権股定をする者が△△県△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作をされている農地になります。所在地が△△地内6章、面積合計が4254㎡です。賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇○円微していましたが、昨今のコロナの関係で管理料を納めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。報告番号2、利用権股定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△和内2章、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇同にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。農地の所在地が△△×××番地の他、田が2章と記載しておりますが、ム郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということです。改修工事が終わりましたら、改めて賃借の契約をされるということで届出があったものになります。以上です。、東告第3号についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。集場第3号については資利まで、製売を入れるということで届出があったものになります。以上ですが、金意解約をしたいということで届出があったものになります。以上ですが、金意解約をしたいということで届出があったものになります。以上ですが、金意解約をしたいということで届出があったものになります。以上ですが、金意解約をしたいということで届出があったものになります。以上ですが、金意解約をしたいということで届出があったものになります。		主	幹	
業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作をされている農地になります。所在地が△△地内6筆、面積合計が4254㎡です。賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇同にしたいということで個出があったものになります。変更の理由としましては、これまで水路の管理料として◇◇◇円徴収していましたが、昨今のコロナの関係で管理料を執めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2筆、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇同だったものを全体で◇◇◇同にしたいということで、これまで全体で◇◇◇同にしたいということで混出があったものになります。変更の理としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よるしくお願いします。以上です。 報告第3号 機告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 主 幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、△郡△△町の○○○とん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、改修工事が終わりましたら、改めて賃借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。無いようですので次に移ります。以上です。無いようですので次に移ります。				 報告をさせていただきます。
地になります。所在地が△△地内6章、面積合計が4254㎡です。賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇○円だったものを全体で◇◇○円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、これまで水路の管理料として◇◇○円徴収していましたが、昨今のコロナの関係で管理料を納めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人口口が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2章、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで。これまで全体で◇◇○円だったものを全体で◇◇○門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よるしくお願いします。以上です。				報告番号 1、利用権設定をする者が△△県△△市の○○○さん、鳥取県農
変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、これまで水路の管理料として◇◇◇円徴収していましたが、昨今のコロナの関係で管理料を熱めに日南町に帰ってくることが難しいということで、水件料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。 報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地の2章、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで。これまで全体で◇◇○円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 華 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。				 業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人口口口が耕作をされている農
にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、これまで水路の管理料として◇◇◇円徴収していましたが、昨今のコロナの関係で管理料を納めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。 報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2章、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇や門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。 讃 長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。				地になります。所在地が△△地内6筆、面積合計が4254㎡です。賃借料の
では、これまで水路の管理料をして◇◇◇円徴収していましたが、昨今のコロナの関係で管理料を納めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。 報告番号 2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内 2 筆、面積合計が 3043 ㎡です。こちらも賃借料の変更ということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号 1 と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇円
コロナの関係で管理料を納めに日南町に帰ってくることが難しいということで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。 報告番号 2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内 2 筆、面積合計が 3043 ㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇や門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号 1 と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。 議 長 報告第3号 農地法第 1 8条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 主 幹 報告第3号 農地法第 1 8条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が 2 筆と記載しておりますが、田が 1 筆と、原野が 1 筆の合計 2 筆です。面積合計が 1824 ㎡、賃貸人が△△和△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和 7 年 3 月 31 日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が果の事業で進むということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 職 長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。				にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としまし
とで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更をされるということです。 報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2章、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				ては、これまで水路の管理料として◇◇◇円徴収していましたが、昨今の
されるということです。 報告番号 2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内 2 筆、面積合計が 3043 ㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号 1 と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				コロナの関係で管理料を納めに日南町に帰ってくることが難しいというこ
報告番号2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2筆、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				とで、小作料で相殺してほしいということで、来年度から賃借料の変更を
担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になります。所在地が△△地内2筆、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇門にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				されるということです。
ます。所在地が△△地内2筆、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の変更ということで、これまで全体で◇◇◇円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				報告番号 2、利用権設定をする者が△△市の○○○さん、鳥取県農業農村
変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇円にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				担い手育成機構を通じて農事組合法人□□□が耕作されている農地になり
にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としましては、報告番号1と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。 議長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 和告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 主幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。 できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということです。 できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということです。 できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということです。 できなくなったため、改めて貸借の契約をされるということです。 できなくなったため、ことですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。				ます。所在地が△△地内2筆、面積合計が3043㎡です。こちらも賃借料の
では、報告番号 1 と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろしくお願いします。以上です。				変更ということで、これまで全体で◇◇◇円だったものを全体で◇◇◇円
しくお願いします。以上です。 議 長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 主 幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議 長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				にしたいということで届出があったものになります。変更の理由としまし
議長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 主幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。				ては、報告番号 1 と同様で水路管理料を相殺されるということです。よろ
無いようですので次に移ります。 報告第3号				しくお願いします。以上です。
報告第3号 議長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。 主幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。 改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。 その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。		議	長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。
東いします。 主 幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議 長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。				無いようですので次に移ります。
主 幹 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は1件の合意解約の届出が出ております。 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議 長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。	報告第3号	議	長	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お
日は1件の合意解約の届出が出ております。				願いします。
 農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆と記載しておりますが、田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。 報告第4号令和3年実績賃借料状況一覧について事務局お願いします。 		主	幹	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本
田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人がム 本郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月 31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。 報告第4号				日は1件の合意解約の届出が出ております。
□ Δ郡△△町の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				農地の所在地が△△×××番地の他、田が 2 筆と記載しておりますが、
31 日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				田が1筆と、原野が1筆の合計2筆です。面積合計が1824㎡、賃貸人が△
できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				△郡△△町の○○○さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和7年3月
順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				31日までの契約期間が残っておりましたが、昨年の大雨の被害により耕作
工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。報告第4号 報告第4号 令和3年実績賃借料状況一覧について事務局お願いします。				できなくなったため、改修工事が県の事業で進むということですが、まだ
間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第4号 議長 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				順番が回ってこないということで、一度解約されるということです。改修
出があったものになります。以上です。 議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第4号 議長 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				工事が終わりましたら、改めて貸借の契約をされるということです。その
議長 報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 報告第4号 議長 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				間の管理についてはされるそうですが、合意解約をしたいということで届
無いようですので次に移ります。 報告第4号 議 長 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。				出があったものになります。以上です。
報告第4号 議長 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。		議	長	報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。
す。				無いようですので次に移ります。
	報告第4号	議	長	報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧について事務局お願いしま
主 幹 報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧についてです。こちらにつ				す。
		主	幹	報告第4号 令和3年実績 賃借料状況一覧についてです。こちらにつ

きましては令和3年1月1日から令和3年12月末までに契約された賃貸借契約における賃借料の状況を地域ごとにデータ化したものになります。農地法第52条の規定に基づき、賃借料の参考として皆様へ情報提供するものになります。内容につきましてはお読み取りいただきたいと思います。公表の方法としましては、例年ホームページに掲載することと「いなほ」への掲載をしておりましたので、この度もホームページに掲載することと、令和4年3月発行予定の農業委員会だより「いなほ78号」に掲載していきたいと考えています。

また、備考欄にも記載しておりますが、あくまでも情報提供ですので、契約にあたっては十分協議したうえで締結してほしい旨の注意文を添えることとしております。物納につきましては、1 袋あたり 5,540 円として算出したものになります。こちらは令和 3 年のコシヒカリー等米の金額としております。昨年と比較しますと 1 袋あたりの金額が下がっておりますので、全体の平均も下がるという形になっております。以上です。よろしくお願いします。

議長

報告第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので 報告事項を終わります。

議案第1号

議長

続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第3条第2項第5号による 別段の面積の設定について事務局お願いします。

主幹

議案第1号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定についてです。こちらは農地の売買等する際に原則5 反要件というとこがあると思います。こちらの特別の設定ということで別段の面積を設定したものになります。今回の申請地の所在地は△△×××番地の他、畑が3筆、面積合計が540㎡、所有者が△△の○○○さん、こちらの土地は中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象外の農地となっております。こちらの農地は宅地の部分と隣接する山林も含めて売買を予定されているということで、別段の面積に加えてほしいということで届出があったものになります。資料剥ぐっていただきまして、日南町農業委員会公示第1号(案)ということで資料を付けておりますが、別段の面積として下線を付けて告示したいと思っております。また、新たな告示をすることによってこれまで告示しておりました平成31年の告示については廃止したいと思っております。

資料剥ぐっていただいたところに、中間図、字切図、現地写真をつけさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。現地写真につきまして、届出があったのは冬場ですが、雪があり現地写真を撮影してもわかりにくいことから、空き家バンク登録で使用している写真を借りております。わかりにくいところもあると思いますが、家の周りの家庭菜園をしていたような農地となります。実際には草刈程度の管理をされていたということですが、今度購入をされる方は農業研修生のご家族ということで伺っております。まず、家庭菜園から始めて、農業を勉強し、行く行くは

			1 1.11 + + + 1 + 1.11.5 = 1 - 12 + 1.11 + + 0 + + 1.11 + 16
			しっかり農業をしたいということで伺っておりますので、きちんとした管
			理ができるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。
	議長		議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございます
			か。
			(6番 天崎農業委員挙手)6番天崎農業委員。
	天崎農		建物が建っているところの地番は×××ですか。あと、告示のところの
	業	委員	対象の農地は1アール以上あるのではと思いますが。
	主	幹	失礼します。字切図が見にくかったですが、ご指摘いただきましたよう
			に宅地が×××番地となります。周りの赤色で囲っているところが今回 1
			アール未満の別段の面積ということで上げたい農地になります。もともと
			畑地ではありましたが、実際の管理は草刈程度ということで、保全程度の
			管理ということです。
			告示には1アールと記載しておりますが、1アールは、下限面積未満の小
			│ │さな農地の例えです。1 アール未満の小さい面積と、空き家バンクとともに
			移住してくる方に対して定住促進と合わせて家屋に付随した畑等の遊休農
			地化を防ぐ制度となっております。今回家を購入される予定の方は農業研
			修生ということですので、今後の管理もできるであろうという見込みもあ
			りますし、中山間や多面の対象外の農地となりますので、周辺への影響も
			比較的少ないと思いますので、告示することで認めていきたいと考えてお
			ります。以上です。
	天崎農		わかりました。
	業委員		173.7 5.0720
	議長		│
	研究	X	無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手
			を求めます。
	-44		(全員挙手)全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議	長	
			議について事務局お願いします。
	主	幹	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審
			議についてです。本日は 1 件の申請がありますので、ご意見をお願いしま
			す。
			農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が 4525 ㎡、貸出人が△
			△の○○○さん、借受人が△△県△△市の□□□株式会社中国支店、一時
			転用ということで、トンネル工事の仮設住宅として 4525 ㎡のうち 2754 ㎡
			を一時転用するものということです。資料剥ぐっていただきましたところ
			から、事業計画、防除計画等の資料を付けております。実際の申請資料はも
			う少し膨大なものですが、抜粋する形で上げさせていただいております。
			詳しい内容等につきましては、1月26日に開催しました農地部会でもご協
			議いただいております。
			事業の目的としまして、令和 3 年度鍵掛峠道路トンネル北工事の作業員

の宿舎の建設を予定されているということです。宿舎利用予定人数は作業 員 50 名、調理員 4 名ということです。

事業計画としまして、令和4年3月1日から令和4年4月末の予定で宿 舎建築工事を行う。一時転用の期間は令和4年3月1日から令和7年2月 28 日の期間とするものです。転用箇所の耕土を 20 cm程度鋤取り、仮置きし たものを盛土し土羽打ちし、防草シートで養生される予定です。平屋建て の宿舎を 4 棟建設し、建屋周辺は排水の勾配を取り雨水が既設の溜桝に流 入するように導水するそうです。農地の復元に当たっては、砕石、コンクリ ート、土間シート等を除去後、所有者に確認していただき、了解を得た上で 耕土戻しを行うこととし、耕土の均平整地を行い所有者の確認を得るとい うことです。また、日南町農業委員会に復元報告書を提出し、復元状況の確 認を行うことにしております。資金計画につきましては口座状況等の確認 を行い、資金面での問題はないものと考えております。

防除計画としましては、先ほども少し説明しましたが、耕土を鋤取り盛 土したものを仮置きされるそうです。排水等につきましては既設の溜桝や 水路を使い河川に流出する予定です。汚水につきましては下水への接続を 予定しております。資料剥ぐっていただきましたところから見積書の抜粋 を付けております。現地の中間図、平面図、現地写真を付けておりますの で、併せてご確認いただけたらと思います。以上です。よろしくお願いしま す。

議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。 議長

(2番 浅田農業委員挙手)2番浅田農業委員。

浅田農

先ほど事務局から説明がありました通り、先月26日に農地部会を開催し 業委員|て、協議いたしました。その時にこの農地が中山間直接支払交付金の対象 農地となっていることから、本日総会にて説明をお願いしておりましたが、 そのことについて説明をお願いしたいと思います。

松本事 務局長

中山間直接支払交付金につきましては、農政担当に確認をいたしました ところ遡って返さなくてもいいということで確認をしております。所有者 の方もその件につきまして了解しておられます。

浅田農 業委員

では着工して終了するまでの期間は交付金の支払は行われないというこ とですね。わかりました。

松本事

はい。遡って返還はないということです。

務局長

議長 (8番 吉川農業委員挙手)8番吉川農業委員。

吉川農 業委員

そのことで細かく確認します。返還はないということですが、許可が出 る令和3年度分はどういった扱いになりますか。

松本事

令和3年度分から支払われないということです。

務局長

吉川農

令和3年度分は返還ということですよね。

業委員

	松本事	支払いが行われていれば。
	務局長	
	吉川農	既に支払いは行われています。
	業委員	
	松本事	そうしますと、返還ということになります。
	務局長	4月1日以降に工事が始まれば、4年度から支払われないことになると思
		います。
	吉川農	工事ですか、それとも認可ですか。
	業委員	
	松本農	そこまでは確認しておりませが、いずれにしましても、工事は3月1日
	業委員	から始めるというふうに伺っております。
	吉川農	そうしたら、令和3年度中に農地が転用されるということで、3年度分の
	業委員	資格はなくなると考えますが。
	松本事	そうですね。3年度分は返還ということになります。
	務局長	
	議長	(3番 加藤農業委員挙手)3番加藤農業委員。
	加藤農	減額されるのは一時転用の面積だけということですか。
	業委員	
	松本事	中山間の対象となる農地かどうかということになりますが、以前の制度
	務局長	では水が溜まるかどうかということが一つの基準だと思います。今の制度
		でも同じような基準があるのだと思います。ただ耕作すればいいという、
		中山間の制度だった場合は支給されるということになります。今の制度を
		調べてみます。
	吉川農	いろんなことを確認して報告してくださいという農地部会でお願いした
	業委員	と思います。
	議長	中山間のことについては後日皆さんに詳細を報告します。今回の案件の
		認可につきましては直接関係しませんので、改めて報告します。
	加藤農	この件については中山間の担当者には報告してあるということでいいで
	業委員	すか。
	松本事	はい。
	務局長	
	議長	その他、議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。
		無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手
		を求めます。
		(全員挙手)全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の
		決定について事務局お願いします。
	主幹	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の
		決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに総括表をつけさ
<u> </u>	ı	

		ユーハナ かい ア ハーナナ カー・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
		せていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。本日は相対
		の新規の契約が1件、相対の再設定の契約が2件の計3件、面積合計が3425
		㎡となります。
		申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が 783 ㎡、
		 貸付人が△△市の○○○さん、借受人が△△の○○○さん、水稲の作付で
		物納水張反当◇◇kg、令和 4 年 3 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 4
		年10ヶ月の契約となります。
		申請番号2、3については再設定の契約となりますので、お読み取りいた
		│だけたらと思います。また、次の資料に新規の契約をされた方の経営状況 │
		の資料も付けさせていただいておりますので併せてご覧いただけたらと思
		います。以上です。
	議長	議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。
		無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めま
		す。
		(全員挙手)全員意見の無いことを確認した。
協議第1号	議長	続いて協議事項に移ります。事務局お願いします。
	松本事	5 月に任期を迎えます委員の募集状況について報告をさせていただきま
	務局長	す。本日までが募集期限となっていますが、農業委員、農地利用最適化推進
		委員とも定員を満たしておりません。農業委員が3名、推進委員が2名で
		す。そういったこともございますので、募集期間の延長をさせていただき
		たいと思っております。3月10日ごろまでということでご了解いただけた
		らと思っております。以上でございます。
	議長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。
		その他、皆さんから協議事項がありますでしょうか。無いようですので
		協議事項を終わります。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	松本事	次回総会は、令和3年3月10日(木)13時30分から開会予定です。
	務局長	また、3月末に臨時総会をお願いできたらと思っております。期日としまし
		て3月30日(水)午前9時から予定させていただけたらと思っておりま
		す。内容的には職員の人事案件について皆様にお諮りしたいと思っており
		ますので、よろしくお願いいたします。以上です。
	議長	その他、皆さんからありますでしょうか。
		(青戸推進委員挙手)青戸推進委員。
	青戸推	山上地域推進委員の青戸です。冒頭で会長が言われた令和 4 年から令和
	進委員	8 年までにソバだけでは駄目だということですが、それは決定ということ
		になるんでしょうか。
	議長	決定とは言ってないですが、国の方針がそういった形になっております。
	青戸推	水稲作付ができないところにソバを植えているのであって、そこが納得
	進委員	できないです。
•		

1		
議長	そのことについては再生協議会でも話題に出まして、日南町としても困	
	るということは県を通じて国に抗議することにしています。ソバだけでな	
	く、ネギやピーマン、ブロッコリーなどもそういった対象になってくると	
	思います。国の方針としては、国内で求められている作物に転換したいと	
	いうことだと思います。	
加藤農	令和 4 年から始まるということですが、その決定はいつ頃わかるんです	
業委員	委員 か。	
議長	まだわかりません。	
加藤農	春ぐらいまでには再生協議会から具体的に示されるということですか。	
業委員	今の段階ではこういう情勢ということで、具体的なことはもう少し待てば	
	いいということですか。	
議長	はっきりしたら皆さんにお示ししたいと思います。	
議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ち	
	まして令和3年度第11回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お	
	疲れさまでした。	
	業委員を機構を表現である。	

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員